

「安全保障法制」に関わる意見書

現在、国会で審議されている「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」（以下併せて「本法案」という）は議論が進むにつれ、問題点が浮き彫りとなっています。

本法案は、昨年7月1日の閣議決定を受け、また本年4月27日の新たな日米防衛協力のための指針の合意に合わせて、自衛隊が、平時から緊急事態に至るまで、地理的限定なく世界のどこでも、切れ目なく、自らの武力の行使や、戦争を遂行する他国の支援、停戦処理活動等を広汎に行うことを可能とするものであります。

その中で、特に重大な問題、次の3点です。

- ①「戦闘地域」に派兵することで、「戦死者が出る」危険性が強まること。
- ②危険な「治安維持」に道を開き民間人を殺傷する恐れがあること。
- ③集団的自衛権で武力行使を可能にすることで、同盟国の起す先制攻撃の戦争にも加担する恐れが高まること。

さらに、武力行使の「新3要件」を定め、武力行使は限定的かのように装っていますが、その「新3要件」を満たしているかどうかの判断は時の政府の判断にゆだねられ「歯止め」とはならず、武力行使の範囲は無限定とならざるを得ません。

歴代内閣が現憲法下では集団自衛権行使の容認は認められないとしてきた判断を、一内閣の憲法解釈だけで、本法案制定を進めることには無理があり、とりわけ、与野党が合意した参考人の憲法学者3人ともがそろって本立法は「憲法違反」に当たると意見表明した事実を重く受け止めるべきです。

よって日野町議会は、戦後70年にあたり、核兵器もない戦争もない「非核日野町宣言」の町として、「戦争の悲劇を二度と繰り返さない」という思いで、政府と国会に下記事項を強く要請します。

記

1. 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」を慎重審議のうえ、強行採決されないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月25日

滋賀県蒲生郡日野町議会
議長 杉浦 和人